

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第1回 2021年9月14日(火) 13:00~15:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 倫理規則違反に対する懲戒処分

【資料No.1】

2. 倫理規則の公開草案の最終確認

【資料No.1、2、3、4、5】

3. 報酬及び非保証業務に係る規定の適用時期

【資料No.1】

IV 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第 1 回倫理委員会有識者懇談会	1
再構成に関する倫理規則案	2
審査担当社員の公正性に関する倫理規則案	3
報酬に関する倫理規則案	4
非保証業務に関する倫理規則案	5

2021年9月14日
有識者懇談会
配付資料No. 1



倫理委員会有識者懇談会

第1回
2021年9月14日



本日の議事次第

- 1. 倫理規則違反に対する懲戒処分 P 3**
- 2. 倫理規則の公開草案の最終確認 P6**
 - 準備会合第 1 回の論点について P7
 - 準備会合第 2 回の論点について P22
 - 準備会合第 3 回の論点について P37
- 3. 報酬及び非保証業務に係る規定の適用時期 P47**

1. 倫理規則違反に対する懲戒処分

倫理規則違反に対する自主規制としての懲戒処分の位置付け

日本公認会計士協会会則

(会員及び準会員の遵守すべき倫理)

第50条 前3条に定めるもののほか、会員及び準会員の遵守すべき倫理に関する事項は、規則で定める。

(会則等の遵守)

第52条 会員及び準会員は、本会の会則及び規則を守らなければならない。

(会員及び準会員の懲戒)

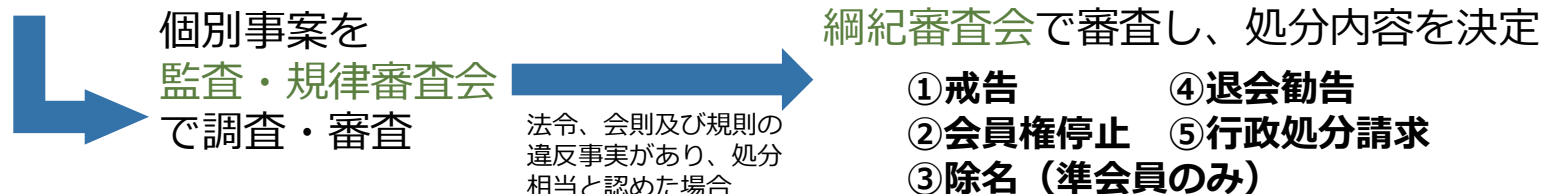
第67条 会長は、会員及び準会員の綱紀を保持粛正するため、次の各号のいずれかに該当する会員及び準会員に対し、懲戒処分をすることができる。

(1) 会員及び準会員が法令によって処分を受けたとき。

(2) 会員及び準会員が監査業務その他の業務につき公認会計士又は会計士補の信用を傷つけるような行為をしたとき。

...

(9) 前各号に掲げるもののほか、会員及び準会員が会則又は規則に違反したとき



その際の参考として
「懲戒処分の量定に関する
ガイドライン」がある

倫理規則の実効性確保

- 倫理規則を遵守することの実効性確保については、研修等の周知活動のほかに、
①品質管理レビューによるモニタリング、②個別審査による懲戒処分等の自主規制の取組を行っている。
- 品質管理レビューにおける倫理関係の指摘事例（2020年度 品質管理レビュー事例解説集より）

- 専門要員から、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」（以下「独立性の確認書」という。）を入手する際に、別紙として示している確認対象会社リストに監査対象会社の名称は記載しているものの、親会社、非連結子会社等を含む関係会社のうち一部の会社の名称を記載しておらず、独立性を確認する対象会社等の網羅性を十分に確保していない。
- 専門要員の独立性の確認に関して、必要な各チェック項目について確認していない者、役割に応じて適切な独立性の確認書を使用していない者が複数いる。
- 非常勤の専門要員から独立性の確認書を入手していない。
- 委託審査担当者から独立性の確認書を入手していない。
- 入手した独立性の確認書の中に質問への回答未記入や阻害要因に「該当あり」の回答があるが、これらの回答を行った者に質問する等の追加的な手続を実施しておらず、独立性を阻害する状況や関係の識別及び評価を実施していない。また、監査事務所は日常的監視においてこの状況を把握していない。
- 監査事務所は、2期連続して報酬依存度が相当程度高い水準にある大会社等の監査業務があり、セーフガードとして、監査意見表明後のレビューを外部の公認会計士に依頼しているが、15%を大幅に超える場合の判断基準を定めておらず、セーフガードとして適用している監査意見表明後のレビューにより独立性を阻害する要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減することができるかどうか検討していない。また、現在適用しているセーフガードが監査意見表明後のレビューであることの妥当性について、監査役への報告と協議を行っていない。

ディスカッションポイント 自主規制の実効性確保についてご意見はあるか。

2. 倫理規則の公開草案の最終確認

有識者懇談会準備会合第1回の論点

- 倫理規則の改訂スケジュールについて
- 倫理規則の全面改正（再構成）について
- 審査担当者等の公正性について

有識者懇談会準備会合第1回 論点(倫理規則の改訂スケジュール)

● 報酬、非保証業務

- ▶ 規則改正は2022年7月総会としたい。
- ▶ 適用は以下の2案が考えられる。

A案	2023年4月1日以降	IESBAと整合的
B案	2024年4月1日以降	準備の期間を確保

ディスカッションポイント1

IESBAの適用時期と合わせ、A案（2023年4月1日以降適用）としたいがいかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

倫理委員会有識者懇談会準備会合第2回及び第3回を通して、報酬及び非保証業務に関する議論を深めた上で、改めて適用時期に関する議論を行いたいとの意見あり。

対応案

- ▶ 本日、改めて適用時期に関する意見聴取を行いたい。
→ 「報酬及び非保証業務に係る規定の適用時期」のスライドを参照（P47～）。

有識者懇談会準備会合第1回 論点(全面改正(再構成))

● 基本原則の訳出の見直し

- ▶ “principle of objectivity”（現行倫理規則では「公正性の原則」）及び“objectivity of an engagement quality reviewer”（現行監査基準委員会報告書及び品質管理基準委員会報告書では「審査担当者の客観性」）における“objectivity”の訳は「公正性」と「客観性」のいずれが適切か。

▶ 方針と考え方

A案 基本原則は現行規定を踏襲し「公正性」とし、審査担当者に関する規定は監基報及び品基報に合わせて「客観性」とする

B案 監基報及び品基報に合わせて「客観性の原則」「審査担当者の客観性」とする

ディスカッションポイント2

同時期に適用される品質管理基準の協会実務指針等と整合性を図るため、B案としたいがいかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

B案を採用することについて、概ね賛同を得た。

対応案

- ▶ B案を採用し、倫理規則の改訂を機に、“principle of objectivity”（現行倫理規則では「公正性の原則」）を含む“objectivity”の訳を「客観性」に統一する。

有識者懇談会準備会合第1回 論点(全面改正(再構成))

● 基本原則の訳出の見直し

▶ “intimidation threat”（現行倫理規則では「不当なプレッシャーを受ける脅威」）の訳は適切か。（若しくは「阻害要因」とするか。また、プレッシャーを与える場合はないか。）

▶ 方針と考え方

A案 「不当なプレッシャーを受ける脅威」

（現行規定を踏襲する）

B案 「不当なプレッシャーの阻害要因」

（プレッシャーを与える場合も想定するとともに、他の阻害要因と表現を合わせる）

ディスカッションポイント3

会員からプレッシャーを与える場合も考慮するとともに、統一的な表現の観点からB案としたいかがいかか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

B案を採用することについて概ね賛同を得たが、誤解を生じないように阻害要因の表現を見直すべきとの意見が複数あった。

対応案

- ▶ “intimidation threat”（現行倫理規則では「不当なプレッシャーを受ける脅威」）の訳は「不当なプレッシャーという阻害要因」とする。
- ▶ それ以外の阻害要因（自己利益、自己レビュー、擁護及び馴れ合い）についても、「〇〇の阻害要因」ではなく、「〇〇という阻害要因」とする。

※【資料No.2】の再構成に関する倫理規則案では、パート2のみ上記の修正を行っている。

有識者懇談会準備会合第1回 論点(全面改正(再構成))

● 基本原則の訳出の見直し

▶ “professional accountants in business”（現行倫理規則では「企業等所属の会員」）の訳は適切か。（監査法人等に所属する会員も含まれることを明確化するため、「組織所属の会員」とするか。）

▶ 方針と考え方

A案 「企業等所属の会員」

（現行規定を踏襲する）

B案 「組織所属の会員」

（監査法人等の組織に所属する会員も対象になることを明確にする）

ディスカッションポイント4

“professional accountants in business”の対象範囲を明確にする観点からB案としたいがいかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

B案を採用することについて、概ね賛同を得た。

対応案

- ▶ B案を採用し、“professional accountants in business” は「組織所属の会員」とする。

有識者懇談会準備会合第1回 論点(全面改正(再構成))

● 勧誘

▶ 「社会通念上許容される範囲」の定めを、現行規定から踏襲することに同意するか。(日本独自規定)

▶ 方針と考え方

A案 踏襲する

(「不適切な意図がなく、社会通念上許容される範囲」であれば許容可能とする)

B案 踏襲しない

(IESBAの規定どおり「不適切な意図がなく、些細で重要性のない場合」に許容可能とする)

ディスカッションポイント5

現行規定が実務において浸透しており、事実上の相違が乏しいため、A案としたいがいかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

A案を採用することについて、概ね賛同を得た。

また、法律の専門家の意見も踏まえ、「社会通念上許容される範囲」と「些細で重要性のない場合」において、主観性が介在する余地に差は認められないと考えられる。

対応案

- ▶ A案を採用し、現行の表現である「社会通念上許容される範囲」を使用する。

有識者懇談会準備会合第1回 論点(全面改正(再構成))

● マインドセット

- ▶ “inquiring mind”の訳を「探究心」とすることは適切か。(若しくは「求知心」とするか。)
- ▶ 方針と考え方

A案 「探究心」

(探究心とは、物事の真の姿をさぐって見きわめることをいう(広辞苑より)。
「探究的精神」も考えられる。)

B案 「求知心」

(求知心とは、知識を得ようとする心をいう(広辞苑より))

ディスカッションポイント6

いずれも倫理規則において既出でない新規の用語であるが、理解可能性の観点から、一般的な用語であるA案としたいが、A案及びB案以外の語句も含め、適切な表現はいかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

A案について明確な賛同が得られなかった。

対応案

▶ 「探究心」ではなく「探求心」を使用する。

当協会が公表している国際教育基準の翻訳において、“questioning mind”を「探究心」、「inquiring mind”を「探求心」と訳していることを参考にした。

有識者懇談会準備会合第1回 論点(審査担当者等の公正性)

ディスカッションポイント7

- インターバル期間を導入したいが、いかがか。
- “Principle of objectivity”（現行倫理規則では「公正性の原則」）及び“objectivity of an engagement quality reviewer”（現行監基報及び品基報では「審査担当者の客観性」）における“objectivity”の訳は「客観性」に統一したいが、いかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

概ね賛同を得た。

対応案

インターバル期間に係る規定を導入する。また、“cooling-off period”の訳は現行倫理規則で使用している「インターバル期間」ではなく、「クーリングオフ期間」とすることを検討している。

（「インターバル」と「期間」が同義であるとの意見あり。今後導入予定のISQM 2に合わせて、原文により忠実な「クーリングオフ期間」とすることを検討している）

▶ “Objectivity”の訳は「客観性」に統一する。

有識者懇談会準備会合第2回の論点

- 報酬依存度について
- 報酬関連情報の開示について

有識者懇談会準備会合第2回 5年辞任ルールを導入(社会的影響度の高い事業体)

● 例外措置（やむを得ない事情の判断基準と同意主体）

▶ 方針と考え方

5年辞任ルールに係る例外措置としては、IESBA規定に倣い、適用指針において、「依頼人の事業の内容及び所在地に鑑みて、現実的に監査業務を実施できる他の会計事務所等が存在しないこと」を例示として定める。

なお、例外措置の適用において、会計事務所等からの協議の申入れに基づき、当協会が同意の判断を行う際には、主として会員以外で構成される組織体において、これを行うことを検討したい。

ディスカッションポイント1

- ① 5年辞任ルールの同意主体は、IESBA規定では「規制当局又は職業会計士団体」となっているが、当協会がこれを担うことでいかがか。
- ② 当協会において同意の判断を行う場合、上記のとおり、主として会員以外で構成される組織体において、これを行うこととしたいが、いかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

概ね賛同を得た。

対応案

- ① 本ルールの同意主体は、当協会とする。
- ② 5年辞任ルールは、例外措置を含むプリンシプルベースの規定であるが、例外措置としては「依頼人の事業の内容及び所在地」の例示以外も想定されるため、会員からの申請に対して例外措置を適用するかどうかを、主として会員以外で構成される組織体において検討していくこととする。

PIE以外の事業体に対する報酬依存度の監視

● PIE以外の事業体(non-PIE) に対する報酬依存度規定の導入

- ▶ non-PIEに対する報酬依存度が、5年連続して30%を超える場合、セーフガードとして意見表明前レビュー又は意見表明後レビューの実施が求められる。

▶ 方針と考え方

non-PIEに対する監査業務については、その社会的影響度の観点から、原則として定期的な品質管理レビューの対象とはなっていない。

倫理規則の改訂後も、PIEに対する監査業務については、主として品質管理レビューによる確認を行うが、non-PIEに関しては特段の監視は行わない。

ディスカッションポイント2

社会的影響度の観点から、引き続き、PIEに対する監査業務の監視に注力することを考えているが、いかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

概ね賛同を得た。

対応案

- ▶ 社会的影響度の観点から、当協会としては、引き続き、PIEに対する監査業務の監視に注力していく。
- ▶ また、現在IESBAにおいて、PIEの範囲に関する見直しが議論されており、対象となる金融機関の範囲が広がる可能性がある。こうしたPIEの範囲に関する動向も踏まえ、報酬依存度の監視に関しては、必要に応じて特定のnon-PIEに対する監査業務を対象とするかどうかを検討していく。

● 監査役等とのコミュニケーション項目

▶ 方針と考え方

現行では、報酬依存度について監査役等とコミュニケーションすることを求めていたが、倫理規則改訂後は、監査報酬及び非監査報酬についてもコミュニケーションの対象とする。

監査報酬及び非監査報酬のコミュニケーションは、現行の監基報260により、上場会社の監査において行われているが、今後は全てのPIEの監査業務において求められる。

ディスカッションポイント3

監査役等とのコミュニケーション項目の拡大は、会計事務所等の独立性に関して、監査役等の評価に資する情報を提供することを目的としているが、何か想定される課題や懸念はあるか。

対応(1/2)

有識者及び倫理委員会での議論

- ▶ 監査人側から監査役等に対して独立性に関する情報を提供することは、奨励されるべきであると考えます。
- ▶ 報酬依存度は、監査役等側においても、監査人の独立性を判断する根拠となり得ることから、両者のコミュニケーションにおける適切な要素であり、情報提供の観点から、懸念点はあまり感じられない。
- ▶ 報酬依存度を中心にコミュニケーションを拡大する趣旨と考えたが、これらは投資に直接関連する情報とは異なるため、資本市場からの注目としては、監査役等が果たした役割を説明する方が重要と考える。導入には賛成するが、あまりに詳細な規定となると、その趣旨が資本市場に伝わらない可能性がある。
- ▶ 報酬額の同意権を監査役等が持っているとなると、報酬依存度に関して意見を言うことは利益相反になるのではないかと危惧している。

対応(2/2)

対応案

- ▶ 会計事務所等の独立性に関して、監査役等の評価に資する情報を提供するために、PIEに対する監査業務において、監査報酬、非監査報酬及び報酬依存度を、監査役等とのコミュニケーションの対象とすることとしたい。
- ▶ 解釈指針等で、コミュニケーションの相手には、監査役等に加えて取締役等の経営者も含まれる可能性があることを説明する。

有識者懇談会準備会合第2回 報酬関連情報の開示

金融審議会のディスクロージャーワーキンググループの報告書（平成30年6月28日）において、「監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容がわが国でも開示されるべきである。その際、監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容については、企業側の負担も考慮し、重要性も考慮しながら記載すべきである。」と提言されおり、開示府令が改正されている。

これを踏まえた場合、連結子会社及び非連結子会社からの監査報酬及び非監査報酬の開示について、以下の2案が考えられる。

A案 IESBA規定をそのまま導入し、連結子会社及び非連結子会社に係る全ての報酬を開示する。（重要性の基準は設けない。）

B案 IESBA規定をそのまま取り入れるのではなく、重要性を考慮した現行基準の開示を踏襲する。

ディスカッションポイント4

A案又はB案が考えられるが、いかがか。

有識者懇談会準備会合第2回 報酬関連情報の開示

● 報酬関連情報の開示

ディスカッションポイント5

- ① 報酬関連情報の開示は、監査報酬及び非監査報酬の開示については依頼人が、報酬依存度については会計事務所等が行うことが適切と考えるが、いかがか。
- ② 依頼人及び会計事務所等による開示について、その実効性を担保するため、法令等で開示規定等を定めることが適切と考えるが、いかがか。
- ③ 報酬関連情報に関して、依頼人が情報を捕捉するためのプロセスを確立する上で、課題又は懸念等はあるか。
- ④ 監査事務所等が報酬関連情報の開示を行うことが適切と考えられる場合、監査報告書において記載することが適切と考えるが、いかがか。

対応(1/5)

有識者及び倫理委員会での議論

- ① 財務諸表利用者として、依頼人による開示と会計事務所等による開示を結びつけて理解することの困難性を指摘する意見あり。
- ② 法令等で別に開示規定等を定めることの複雑性を指摘する意見あり。また、可能な限り自主規制において開示をすることが適切であり、その方が、監査に対する信頼性が高まるとの意見あり。
- ③ 特段コメントなし。
- ④ 監査報告書が電子媒体として提供されるのであれば問題ないが、財務諸表利用者の利便性を踏まえると、ウェブサイトに記載する方法も適切との意見あり。

対応(2/5)

対応案

- ▶ 依頼人による監査報酬及び非監査報酬の開示は、現行の開示規則を前提とする。
- ▶ 依頼人が開示を行わない報酬については、以下の2案が考えられる。

A案 法定開示において開示の要求がされないネットワークに支払う重要性が乏しい報酬については、監査人によって開示を行うが、非連結子会社からの報酬は独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由があるかどうかに基づき、開示の要否を判断する（IESBA規定と同様とする）。

B案 日本独自規定を設け、非連結子会社及び重要性の乏しいネットワークの報酬に関しては、会計事務所等の独立性の評価に資する情報の提供の観点から、通常重要性が乏しいと考えられるため、開示の対象としない（法定開示のみに限定する）。

対応(3/5)

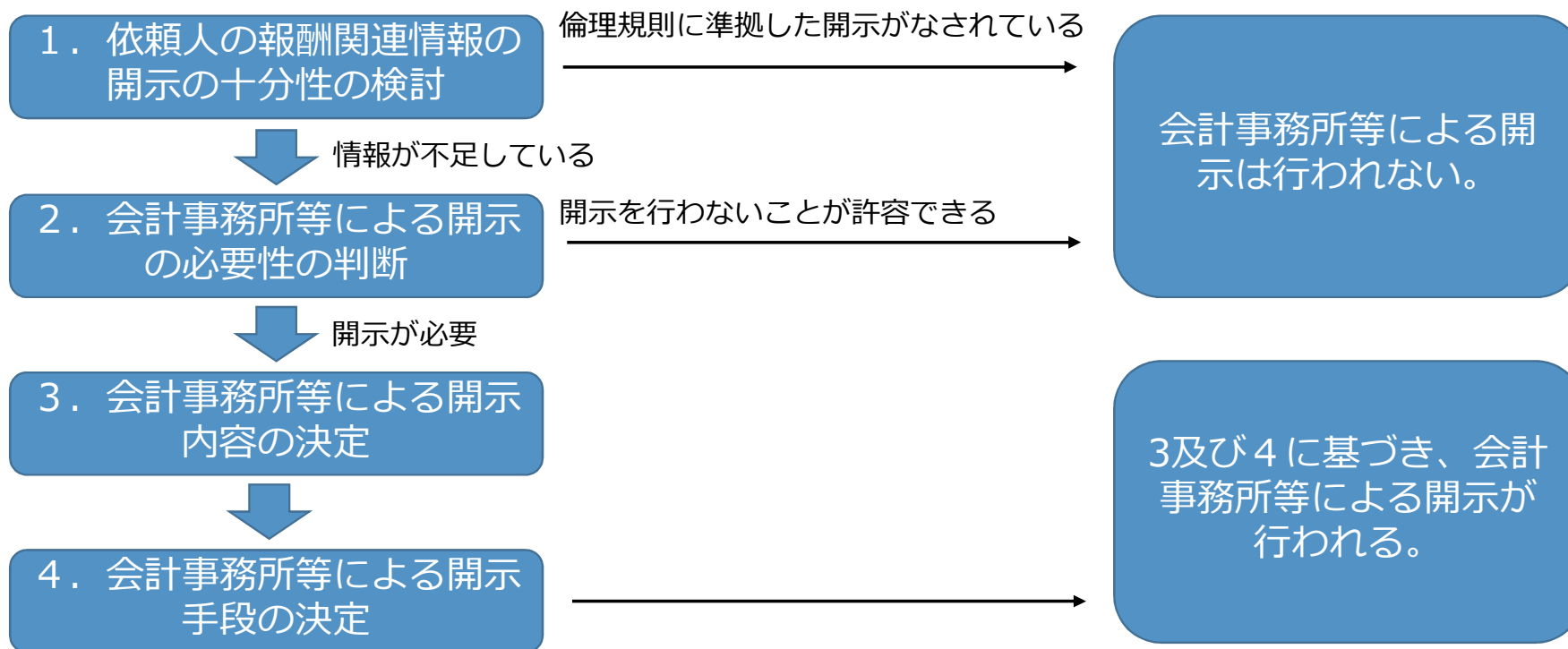
- ▶ A案とB案のメリット・デメリットは以下のとおり。

	A案	B案
メリット	<ul style="list-style-type: none">・IESBA倫理規程に準拠した開示が行われる。・利用者に対して、監査人の独立性の評価に関する情報を適切に提供することか可能となる。	<ul style="list-style-type: none">・既存の法定開示情報以上の情報を新たに取得・検討するプロセスが求められない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・法定開示情報に追加して報酬情報の収集が必要となることか有る。	<ul style="list-style-type: none">・法定開示情報のみではIESBA倫理規程の要求事項を遵守できないため、我が国において、国際基準から逸脱した運用を行っていると利用者等が判断する懸念がある。

- ▶ B案のデメリットが大きく、A案を採用したい。
- ▶ 一般的に「ネットワークに支払う重要性が乏しい報酬」及び「非連結子会社からの報酬」が会計事務所等の独立性の評価に影響を及ぼす事例はほとんど想定されず、開示要否の判断を通じて監査人が追加開示を行うことは稀であると考えられる。

対応(4/5)

- ▶ A案を採用した場合、会計事務所等は以下のプロセスに従って、開示の要否等を検討を実施する。



対応(5/5)

- ▶ 報酬依存度及び（必要な場合）依頼人が開示を行わない報酬の開示に関しては、倫理規則という公認会計士の自主規制の適用に関する事項であることを踏まえ、依頼人側の開示規制の改正を働きかけるのではなく、監査報告書において開示することを念頭に、関係官庁と調整を行いたい。
- ▶ 報酬額の開示に関して差分開示が必要な場合に総額表示とするか差分開示とするかは、会員の判断に委ねることとしたい。

有識者懇談会準備会合第3回の論点

1. 提供可能な非保証業務について
2. 監査役等への情報提供と事前了承について

提供可能な非保証業務の範囲

▶ 実務への影響

監査業務の依頼人がPIEである場合、自己レビューが生じる可能性のある非保証業務の提供が包括的に禁止され、これまで重要性の判断やセーフガードの適用により提供していた非保証業務を提供できなくなる可能性がある。

また、依頼人にとっても、提供可能な非保証業務の範囲が縮小することにより、監査人やそのネットワーク・ファームに依頼していた非保証業務を、今後は依頼できなくなる可能性がある。

ディスカッションポイント1

自己レビューが生じる可能性の有無に関する判断も含め、非保証業務に関する提供の可否の判断を行う際の課題や懸念等はあるか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

特段の課題や懸念なし。

公認会計士法における同時提供禁止規定との関係

▶ 実務への影響

公認会計士法では、同時に提供することが禁止される非監査証明業務として、自己レビューを防止する観点から財務諸表の作成者の立場としての業務や、経営者から独立した立場であるべき外部監査人が経営判断に関わる業務を禁止する規定とともに、包括的な禁止規定を定めている。

会員は公認会計士法と改正倫理規則のいずれをも遵守することが求められるが、両者の規定を踏まえた上で、非保証業務の提供の可否を判断する必要がある。

ディスカッションポイント2

公認会計士法との関係にとどまらず、非保証業務の提供の可否については、改正倫理規則上はIESBA規定に準拠して要求事項を定めるとともに、独立性に関する法改正対応解釈指針第4号は廃止したうえで、改正倫理規則に準拠した新たな実務判断のためのガイダンスを規範性のある指針として作成したいが、いかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

特段異論なし。

監査役等への情報提供

▶ 実務への影響

監査業務の依頼人がPIEの場合、非保証業務の提供が独立性に及ぼす影響について、監査役等が十分な情報を得た上で意思決定を行うことができるように、会計事務所等は、ネットワーク・ファームによって提供される非保証業務も含め、関連情報を収集し、非保証業務の受嘱前に、非保証業務の内容や阻害要因の評価等の情報を提供することが求められる。

（監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第15項では、上場会社の場合には、独立性に関するコミュニケーションが求められており、コミュニケーション項目には、会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその子会社に提供した監査業務及び非監査業務に係る報酬や、認識した阻害要因に対して講じたセーフガード等が含まれている。）

ディスカッションポイント3

監査役等への情報提供の内容や方法に関し、本規定の趣旨に鑑みて何か想定される課題や懸念はあるか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

親会社や子会社等に対して非保証業務を提供するために、親会社又は子会社の情報を依頼人の監査役等に伝達する場合、何らかの障害が生じることが想定されるとの意見あり。

対応案

- ▶ 親会社又は子会社の情報を依頼人の監査役等に伝達する場合の規定については、実務上の留意事項も含め、研修や座談会等を通じて会員に周知していきたい。

監査役等による了承

▶ 実務への影響

監査役等は、会計事務所等から十分な情報を得た上で、非保証業務の提供について了承することになる。監査役等による了承は、個別の契約毎に行う方法や全般的な方針の下で行う方法等、会計事務所等が監査役等と合意したプロセスによる場合があるとされている。したがって、PIEである依頼人は、会計事務所等やそのネットワーク・ファームから非保証業務の提供を受ける場合には、監査役等が了承するためのプロセスを構築することが考えられる。

また、監査役等においては、会計事務所等から得た非保証業務の情報を検討し、了承するための判断基準を予め設けておくことが考えられる。

ディスカッションポイント4

- ① 監査役等が了承するためのプロセスや判断基準について、実務上、想定される課題や懸念はあるか。
- ② 「監査役等の了承」は、現行倫理規則等における「監査役等の了解」と類似の手続を想定しているが、いかがか。

対応

有識者及び倫理委員会での議論

- ① 今後は対象企業の範囲が広がるため、監査役等が了承するためのプロセスについて、具体化していかなければならないとの意見あり。
また、依頼人の監査役等と会計事務所等相互の連携やプロセスの構築が重要になると思われるため、可能であれば、実務的な対応方法の例示を提供することが望ましいとの意見あり。
更に、監査役がこうした具体的な職責や役割を担うことに関して、我が国の法令上、監査役の権限や職責について整理していかなければならないとの意見あり。
- ② “concur”の意味からしても、明示な同意があった方が良くとの意見が複数あり。

対応

対応案

- ▶ 日本監査役協会と協力し、「監査役の了承」に関する実務上の指針を提供したい。
- ▶ 会社法における規定も踏まえながら、関係各位の意見を聴取し、引き続き慎重に検討を進めたい。

3. 報酬及び非保証業務に係る規定の適用時期

倫理規則の構成

		IESBA倫理規程			本会倫理規則	
		IESBA 公表物の名称	公表日	適用時期	導入時期	適用時期
		ローテーション	2018/04	2018/12	2018/04	2020/04
		情報の作成、提供、プレッシャー		2019/07	2020/04	
ア	再構成版 IESBA 倫理規定	セーフガード		2019/06	未導入	未導入
イ		PAPPに適用されるPAIB規定				
ウ		職業的専門家としての判断				
エ		基本原則と職業的懐疑心				
オ	勧誘	2018/07	2019/06	未導入	未導入	
カ	Part 4B の ISAE3000への適合修正	2020/01	2021/06	未導入	未導入	
キ	マインドセット	2020/10	2021/12	未導入	未導入	
ク	審査担当者等の公正性	2021/01	2022/12	未導入	未導入	
ケ	報酬	2021/04	2022/12	未導入	未導入	
コ	非保証業務	2021/04	2022/12	未導入	未導入	

論点(倫理規則の改訂スケジュール)

- **再構成版IESBA規定（ア～エ）、勧誘（オ）、Part 4B の ISAE3000への適合修正（カ）、マインドセット（キ）**
 - ▶ IESBAより3年遅れとなっている。2023年4月1日以降適用としたい。
- **審査担当者等の公正性（ク）**
 - ▶ IESBAが適用を予定している 2022年12月15日以降に合わせて、2023年4月1日以降適用としたい。

論点(倫理規則の改訂スケジュール)

● 報酬（ケ）、非保証業務（コ）

- ▶ 規則改正は2022年7月総会としたい。
- ▶ 適用は以下の2案が考えられる。

A案	2023年4月1日以降	IESBAと整合的
B案	2024年4月1日以降	準備の期間を確保

ディスカッションポイント

IESBAの適用時期と合わせ、A案（2023年4月1日以降適用）としたいがいかがか。

倫理規則の改訂スケジュール

	2021				2022				2023				2024				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
1.全面改正 (再構成) *1 <small>IESBAの適用より3年強遅れ</small>	2月 DP			10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
2.審査担当者等の公正性 <small>IESBAと同時適用</small>				10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
3.報酬 <small>IESBAと同時適用</small>	説明会		法務相談	10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
4.非保証業務 <small>IESBAと同時適用</small>	説明会			10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
Listed Entity及びPIEの定義 (IESBA)*3	1月	5月															
	IESBA 公開草案																

*1 全面改正（再構成）は、スライド48頁のAからキをいう。

2 IESBAの適用時期は、再構成・勧誘（2019年6月）、パート4B（2021年6月）、マインドセット（2021年12月）、審査担当者等の公正性・報酬・非保証業務（2022年12月）

*3 Listed Entity及びPIEの定義改正は、2024年12月以後開始事業年度から適用することが提案されている。

有識者懇談会 開催スケジュール

公開草案コメントへの対応に関するディスカッションを予定しています。

	2021年							2022年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
有識者懇談会/準備会合	6月29日 準備会合①	7月29日 準備会合②	8月26日 準備会合③	9月14日 有識者懇談会①					有識者懇談会②		
倫理委員会	6月1日	7月12日	8月11日	9月6日	10月4日 公開草案審議					日付未定	日付未定 最終案審議
常務理事会/理事会					10月14・15日 公開草案審議						4月14・15日 最終案審議
定時総会/金融庁認可		7月15日 (有識者懇談会の設置)		金融庁認可 (正式設置)	公開草案公表 (意見募集期限：12月中旬)						



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士